

(第3回：2020年4月第3週)

## 在外公館の仕事（その3）

前2回のコラムでは、外務省と在外公館の概要をお話してきましたが、今回は在外公館に勤務する館員と、そのステータスについてお話していきます。

### 在外公館の館員とは

在外公館で中核となっているのは、もちろん外務省から派遣されるプロパー職員ですが、前回のコラムでも述べたとおり、在外公館が扱う課題は政治、経済にとどまらず、軍事、教育、保健、文化等々多岐にわたっています。これらの課題は、専門性を要する分野も多いことから、外務省職員の他にも国内官庁や公的機関から職員が外務省に出向する形で参事官や防衛駐在官、書記官、領事等の館員として派遣されており、出身省庁、団体の専門分野を中心に業務に当たっています。

また、これらの館員に加えて、派遣国や地域の政治・経済・文化等の調査研究、館務の補佐を行う「専門調査員」といわれる職種や、閣僚等の要人や政府の出張者が来訪する際に、これら訪問者の空港到着・出発時、或いは現地滞在中に様々な支援を行うなどの官房業務を補佐するスタッフとして「派遣員」と呼ばれる日本人職員もいます。これら職種の職員のステータスは書記官等の外交官ではありませんが、公務で派遣される職員であり、受入国から身分上在外公館の職員としての扱いを受けています。これらの職員は任期が2年程度と限られていますが、在外公館での勤務経験が自らのキャリアのステップアップにつながる可能性も高く、応募者は比較的多いと聞いています。日本の著名な大学教授や研究者の中には、在外公館の「専門調査員」を経験した方が何人もおられます。

### 館員の身分上のステータス

大使館の国際的な位置付け、外交官等の大使館員及びその家族の身分保障については、古くから国際慣習法として確立していましたが、1961年にあらためてウィーン会議で採択された「外交関係に関するウィーン条約」において明文化され、その内容が規定されています。また、領事についても同様に戦前から慣習的に身分の保障がありましたが、1963年に国際的に合意された「領事関係に関するウィーン条約」でその内容が明文化されました。

「外交関係～」と「領事関係～」の2つの条約の間には、大使館と領事館の活動目的の違いから、大使館員と領事館員で身分保障の内容に多少の差異はありますが、条約に記載されている凡その内容は大使館（または領事館）の法的な位置付け（公館の不可侵等）、外交官（または領事）の身分に関する特権と免除についてです。詳細は省きますが、特権と免除とは、受入国における外交官の身分の不可侵（不逮捕特権）、住居、財産、文書、通信の不可侵、裁判管轄権からの免除（刑事、民事、行政）、通信・移動の自由、公課（役務、課税、社会保障等）の免除が主なものです。領事については、特権・免除の一部に制限があり、例えば民事裁判管轄権からは免除されません。

何故、外交官等の身分についてこのような国際条約が必要になるかといえば、外交官は国を代表してその利益のために外交活動を行います。赴任先における外交活動の過程で社会的、身体的な不利益を被ることがないように、あるいは無用なトラブルに巻き込まれて外交活動に支障を来たすことがないように、活動の自由を保障することが目的です。ですから、このような特権・免除は、外交官が外交活動を行うに当たって適用されるものですので、日常生活の上では受入国の法令を遵守すべきことは言うまでもありません。

また、受入国は派遣国に対して、理由を示すことなく外交官をペルソナ・ノン・グラータ（好ましくない人物）として通告することができる制度になっており、その場合派遣国は速やかに当該外交官の任務を終了させ、本国に召還させる必要があります。この制度が日本の外交官に適用された例は多くないと思いますが、東西冷戦の時代にはそれぞれの陣営に属する国がこの制度を適用して、もう一方の陣営に属する国の外交官を国外追放する例が頻繁にあったと記憶しています。

## 栃木県の職員も在外公館の館員に

冒頭でも述べましたように、在外公館では外務省職員の他にも国内官庁等の様々な組織の職員が外務省への出向という形で在外公館に派遣されていますが、他にも、外務省では都道府県等の地方自治体職員を外交実務研修員として受け入れ、一定の期間本省で勤務したのちに在外公館へ館員として派遣する人事交流制度を設けています。栃木県からもこれまでに 8 名の職員の方々が外務省に出向され、在外公館に館員として勤務した実績があり、現在も 1 名が派遣中と聞いています。派遣される国や地域、大使館に派遣されるのか総領事館かは、その時々各館の館員配置状況によって異なりますが、これら栃木県の在外公館の勤務経験者が得た海外での様々なノウハウは、県にとっては大変貴重な財産です。今後、これらの方々がキー・パーソンとなって県の国際化が一層推進されることを期待しています。

また、警視庁及び道府県警本部から警察官が外務省に出向し、在外公館の警備を担当する館員として派遣される制度もあり、栃木県警本部からも過去に何名かがこの制度の下で在外公館に勤務されたと聞いています。本県においても在留外国人が年々増加している環境の中、これら在外公館勤務を経験した警察官の方々も、必ずやその経験を役立てておられるものと思います。

次回の掲載は 5 月ですが、在外公館で筆者が長く携わった「領事」についてお話しします。

おわり